

伊方訴訟ニュース

1980年10月25日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: 530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780)

控訴審第8回公判

裁判長国側の主張を退け証人を採用

いつものように、高松の支援の会の人たちを中心に、早朝から裁判所玄関前に列。各地の支援グループのあいさつの交流で開廷を待つ。四電関係者は今回も一人も入れない。

定刻通り 10 時 30 分開廷。被告国側の岩渕検事が立ち、ようやく数日前に原告側に送られてきた準備書面（6）と「意見書」（本号2頁以下参照）とを陳述。あまりにお粗末な内容で恥ずかしいのか、「準備書面（2）と視点を変えて論点整理を試みた」とだけ、自信なげにのべ、証人調べは必要ないと意見も全く迫力を欠いていた。開廷前に異例の記者会見までやった国側なのに、なんともしまらない有様。すかさず弁護団席からつぎつぎと立って、スリーマイル島原発事故から必死で逃れようとする国側を猛追撃。

最初に立った藤田弁護団長は、「いたる所には、「非常識な運転管理」という言葉が出てくるが、フルブルーフやフェイルセーフの主張は撤回したのか。それとも“想定不適当バカ”を想定して逃げようとするのか」と厳しく追及。

ついで立った菅弁護士は、国側の準備書面が（2）から（6）に進む間に、スリーマイル島原発と伊方原発との間の「基本設計の差」が消滅し、「詳細設計」や「運転管理」の不

備に移っている有様をえがいた表を示しながら、「国側はこれまでの主張を変えるのか。また、ほとんどが「詳細設計」や「運転管理」の問題というのなら、安全審査での確認というのも、あとで何が起こっても知らん、という程度のことなのか」と迫る。

熊野弁護士は、「国側は、原発でも事故は起こることと、現に防災計画を補強改訂したという、何びとも否定し得ない二つの事実から逃れようとあがき、最後に「非常識」に逃げ込もうとしたが、そのことで、伊方にも大事故は起り得ることを認めたのだ」と、國の主張の本質を説き明かす。

最後に立った仲田弁護士は、「これまでの弁論に基いて、つぎの諸点の証明を求める。根本的なことでありこの場でもすぐ答えられるはずだ」と国側に迫る。

①「非常識」を主張することで、フルブルーフ、フェイルセーフ、インターロックなどのこれまでの主張をやめたのか？

②準備書面（2）から（6）へ、「基本設計」のワクを狭めたのか？

③「基本設計」のワク外で事故が起こっても、原子炉規制法 24 条と無関係というのか？

（以下 7 頁に続く）

被控訴人準備書面(六)

目 次

- 第一 はじめに—— T M I 事故と本件訴訟との関連性
 - 第二 段階的規制体系からみた T M I 事故の位置付け
 - 一 原子炉設置許可の位置付け
 - 二 T M I 事故の原因と段階的規制体系との関係
 - 1 二次冷却水による一次冷却系の除熱能力の低下
 - 2 一次冷却水による炉心の除熱能力の低下
 - 3 原子炉格納容器の隔離機能の喪失
 - 第三 T M I 事故に関する控訴入らの主張に対する反論
- (国側の主張をのべた第二の全文を以下に)
- 第二 段階的規制体系からみた T M I 事故の位置付け

一 原子炉設置許可の位置付け

我が国における発電用原子炉の安全確保のための規制体系は、まず第一に、発電用原子炉を設置しようとする者は原子炉設置許可を得なければならないこととされ（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）23条），第二に、その後工事に着手する際に、詳細かつ具体的な設計内容等に関する工事の計画について認可を受けなければならないこととされ（電気事業法41条。なお、発電用原子炉については、原子炉等規制法27条から29条までの規定は同法73条によってその適用が除外されている。），また第三に、使用するに際しては、工事の工程ごとに行われる使用前検査に合格した後でなければ使用すること

とができないこととされ（電気事業法43条）。第四に、運転開始に当たっては、事前に保安規定の認可を受けなければならないこととされ（原子炉等規制法37条），更には第五に、運転開始後においては、一定の時期ごとに定期検査を受けなければならないこととされる（電気事業法47条）など一連の段階的規制を行うこととしているのである。

このように、原子炉の安全確保のための規制体系は、いわば原子炉設置許可に際しての安全審査を土台とする段階的発展の上に成り立っており、それぞれの段階において十分な安全確保を担保しようとしているのである。

したがって、右段階的規制体系の冒頭に位置する原子炉設置許可は、それのみによって自己完結的に安全確保を担保するものでないのは当然のことである。すなわち、右許可に際しての安全審査の対象は、原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に限られるのであって、原子炉施設自体にかかるわらない事項はもちろんのこと、原子炉施設自体にかかるわる事項であってもその細部にわたる詳細設計や実際の運転管理上の事項等は、その対象とはならないのである（詳細については被控訴人準備書面(一) 65～82ページ参照。）。

二 T M I 事故の原因と段階的規制体系との関係

原子力発電における安全確保は、再三述べたように原子炉内部に不可避的に生ずる放射性物質を平常運転時はもちろんのこと事故時においてもいかに原子炉施設の内部に閉じ込めるかということに尽きるものであり、このため、原子炉においては、燃料、一次冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器等の物理的

障壁によって放射性物質を閉じ込めること、及び右物理的障壁の健全性を保つために炉心において発生する熱を円滑に除去することをその安全確保のための基本的機能としている。

ところで、TMI事故は、簡略にいえば、二次冷却系の補助給水ポンプの出口側の弁が閉じられたままの状態で運転を行ったこと等のため、二次冷却水の供給が断たれて一次冷却系の除熱能力が低下したことにより、一次冷却系内の温度、圧力が上昇したことに端を発し、一次冷却系の圧力の上昇に伴って開いた加圧器逃し弁が一次冷却系の圧力が低下しても閉じずに開放したままであったこと、更に一次冷却系の圧力の低下に伴って自動的に起動した、非常用炉心冷却設備（以下「ECCS」という。）の一つである高圧注入系を運転員が誤って停止してしまったこと、ECCSが起動すると同時に原子炉格納容器が隔離されるようになっていなかったこと等、設計の不備、設備の故障及び運転員の誤操作が重なった結果、原子炉格納容器内に閉じ込められるべき放射性物質が外部に放出されたことになったものと推測されている（乙第175号証22～23ページ、乙第181号証37ページ）。そして、TMI事故における各異常事象を前述した原子炉における安全確保のための基本的機能に着目して分類すると、第一に、二次冷却水による一次冷却系の除熱能力が大幅に低下したこと（これによって、一次冷却系の温度、圧力が上昇し、放射性物質を閉じ込めていた燃料及び一次冷却材圧力バウンダリの損傷のおそれがもたらされることとなった。）、第二に、一次冷却水による炉心の除熱能力が大幅に低下したこと（これによって、燃料の大きな損傷がもたらされた。）

第三に、原子炉格納容器の隔離機能が一部喪失してしまったこと（これによって、原子炉格納容器内の放射性物質の外部への放出がもたらされた。），の三つに大別することができる。

そこで、以下において、仮に我が国における段階的規制体系に当てはめた場合に、右三つの異常事象の原因たる事項が、どの段階において規制されるべきこととなるのかについて述べることとする。

1 二次冷却水による一次冷却系の除熱能力の低下

(一) 二次冷却水は、蒸気発生器の細管を介して一次冷却水から熱を伝えられて蒸気となり、それが主蒸気管を通ってタービンに導かれ、ここでタービンを回転させて発電を行うものであるが、この二次冷却水の安全確保の観点からみた主たる役割は、一次冷却水の熱を受けることによって、炉心で発生する熱を円滑に除去することにある。この二次冷却水の役割の重要性に鑑み、原子炉には、二次冷却系の主給水が喪失するような事態に備えて補助給水系等を設置することとしている。

(二) TMI事故の際二次冷却水による一次冷却系の除熱能力が大幅に低下した原因是、第一に、TMI二号炉においては、イオン交換樹脂を移送するために用いる空気系と二次冷却水の流量を調整するために用いる空気系（制御用空気系）とをそれぞれ別個に設けていたものの、設計の不備によって後者の空気系の供給能力がその必要量に比べて十分でなかったため、これと前者の空気系とを常時接続し、融通して使用していたので、後者の空気系に前者の空気系からの水分が混入し、これによって後者の空気系の空気が断たれ二次

冷却水の流量調整用の弁がすべて閉じ、その結果、二次冷却水の流れが止まり主給水が喪失したこと（乙第182号証470～471ページ），第二に、主給水の喪失に備えて設置されていた補助給水系の三台の補助給水泵は右主給水の喪失によっていずれも設計どおり起動したが、右補助給水泵の出口側の弁を、原子炉の運転に際し米国原子力規制委員会（以下「N R C」という。）から許可を受けた技術仕様書に違反して、すべて閉じたまま運転していたので、補助給水を蒸気発生器に注入することができなかったこと（乙第175号証22ページ），によるものであるとされている。

（三）ところで、右二つの原因を我が国の段階的規制体系からみると、第一の原因是、更に、①設計の不備によって二次冷却水の流量調整用の空気系の供給能力が不足していたことと、②イオン交換樹脂移送用の空気系と二次冷却水の流量調整用の空気系とを常時接続し、融通して使用していたことに分けられる。そして、両空気系を別系統とすることは、被控訴人準備書面（二）21ページ及同（三）2ページで述べたとおり、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項であるが、流量調整用の空気系の具体的な供給能力をどのように定めるかは、制御用空気系が原子炉に特有のものでないばかりでなく、既に技術的に確立した定型的なものであって、十分な実績を有するものであることなどから、詳細設計に係る事項であり、また、流量調整用の空気系とイオン交換樹脂移送用の空気系とを接続し、融通して使用していたことは運転管理に係る事項である。そして、第二の原因が運転管理に係る事項であることは説明す

るまでもない。

2 一次冷却水による炉心の除熱能力の低下

（一）一次冷却水は、核分裂反応によって高温となった燃料から熱を取り、高温になって原子炉圧力容器から配管を通って蒸気発生器に送られ、ここで蒸気発生器の細管を介して別の系統を流れる二次冷却水に熱を伝えるものであるが、この一次冷却水の安全確保の観点からみた主たる役割は、燃料から熱を円滑に除去することにある。この一次冷却水の役割の重要性に鑑み、原子炉には、一次冷却水が喪失するような事態に備えてECCS等を設置することとしている。

（二）T M I事故の際一次冷却水による炉心の除熱能力が大幅に低下した原因是、第一に、原子炉の停止に伴って一次冷却系の圧力が低下し、加圧器逃し弁が閉じるべき圧力になったにもかかわらず、同弁は故障して閉じず、しかも、運転員が二時間以上もの間加圧器逃し弁の開放固着に気付かず、同弁の元弁を開じなかつたため、一次冷却水が右加圧器逃し弁から流出し続けたこと（乙第175号証22ページ），第二に、一次冷却系の圧力の低下に伴いECCSの一つである高圧注入系が設計どおり起動し、冷却水が炉心に注入されたが、運転員が誤って右高圧注入系の流量を絞ったり、停止したりしたこと（乙第175号証23ページ、乙第181号証39ページ），によるものであるとされている。

（三）ところで、右二つの原因を我が国の段階的規制体系からみると、第一の原因是、更に、①加圧器逃し弁が故障して開放固着したこと、②運転員が加圧器逃し弁の開放固着を看過したこと、及び③運転員が元弁を閉じ

なかつたことに分けられる。そして、原子炉に加圧器逃し弁を設けることは、被控訴人準備書面（二）30ページ、同（三）2ページ及び同（五）3ページで述べたとおり、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項であるが、右①に関しては、加圧器逃し弁の型式やその構造は、同弁が原子炉に特有のものでないばかりでなく、既に技術的に確立した定型的なものであって、十分な実績を有するものであることなどから、詳細設計に係る事項である。また右②に関しては、加圧器逃し弁からの一次冷却水の流出の発生が確認できるように一次冷却系の圧力や温度等原子炉の状態を正確には握することができる計測装置が設置され、そのデータが中央制御室に表示されることは、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項であるが、運転員が加圧器逃し弁の開放固着を看過したこと自体は運転管理に係る事項である。更に、右③に関しては元弁を設置することは、被控訴人準備書面（三）2ページ及び同（五）4ページに述べたとおり、詳細設計に係る事項であり、また元弁を閉じなかったことは、運転管理に係る事項である。

そして、第二の原因に関しては、ECCSを設置すること及び一次冷却系の圧力や温度等原子炉の状態を正確には握することができる計測装置を設置し、そのデータが中央制御室に表示されることは、被控訴人準備書面（二）32ページ及び同（三）2ページに述べたとおり、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項であるが、運転員が手動によってECCSの流量を絞ることができるようにになっていることは、同（三）2ページ及び同（五）4ページに述べたとおり、詳

細設計に係る事項であり、また運転員が加圧器水位計の表示のみに着目して一次冷却系が満水状態になったものと判断し、ECCSの流量を絞ったり、停止したりしたことは運転管理に係る事項である。

3 原子炉格納容器の隔離機能の喪失

（一）原子炉格納容器の安全確保の観点からみた主たる役割は、事故時に一次冷却材圧力バウンダリ内の放射性物質や一次冷却材圧力バウンダリから漏洩した放射性物質をその内部に閉じ込めることがある。

（二）TMI事故の際、原子炉格納容器がその隔離機能を一部喪失し、原子炉格納容器内に閉じ込められるべき放射性物質がその外部に放出された原因是、第一に、TMI二号炉の原子炉格納容器は、一次冷却水が一次冷却材圧力バウンダリ外に漏洩し、それに伴ってECCSが起動した段階ではいまだ隔離されず、原子炉格納容器内の圧力が高くなつて初めて隔離されるという設計になつていていため、事故の初期の段階において、加圧器逃し弁から原子炉格納容器サブに一次冷却水とともに流出した放射性物質が、原子炉格納容器が隔離されるまでの間に更にその外の原子炉補助建屋に移送されてしまったこと（乙第175号証23ページ）、第二に、原子炉格納容器内の圧力が高くなつたことによって原子炉格納容器を貫通している各種配管（ECCS等の配管を除く。）の隔離弁が閉止した（すなわち原子炉格納容器が隔離された。）にもかかわらず、運転員が原子炉内の状態等を十分考慮せずに判断を誤って右隔離弁のうち化学体積制御設備の隔離弁を開いたため、一次冷却材圧力バウンダリ内の放射性物質が右化学体積制御設備を経て原子炉格納容器の

外にある原子炉補助建屋に移送されてしまったこと（乙第181号証97～98、附-68～附-69ページ），によるものであるといわれている（なお，その後新たに判明した事実によれば，放射性物質が外部に放出されたのは右経路のうち主として第二のものによると推定されている（乙第181号証97～98ページ）。

（三）ところで，右二つの原因を我が国の段階的規制体系からみると，第一の原因是，被控訴人準備書面（二）34～35ページ及び同（三）2ページで述べたとおり，原子炉施設の基本設計ないし基本設計方針に係る事項であり，また，第二の原因是，運転員が当該原子炉内の状態や原子炉格納容器内の放射能レベル等を十分考慮せず判断を誤って原子炉格納容器の隔離を解除したことによるのであるが，これはまさに運転管理に係る事項である。

以上みてきたように，TMI事故における各異常事象の原因たる事項を，仮に我が国における原子炉の安全確保のための段階的規制体系に当てはめてみると，それらのほとんどが，原子炉施設の詳細設計や運転管理に係る事項であって，その一事をもって既に本件訴訟における論点となり得ないものであり，また，一部には原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項も存するものの，これは，被控訴人準備書面（二）で述べたように，TMI二号炉と本件原子炉との基本設計ないし基本的設計方針の相違を考えると，本件安全審査の合理性に何ら影響を与えるものでないことは明らかである。

被控訴人 意見書

本件訴訟は，訴え提起以来約7年2か月，控訴審になってからでも約2年6か月を経過しており，最近の進行状況に照らし，現在，訴訟関係者が今後の審理の在り方について明確な見通しを立てるべき時期に来ていると考えられるので，被控訴人は，次のとおり，この点について意見を述べることとする。

一 本件訴訟は本件許可処分の取消しを求めるものであり，本案についての主たる争点は本件許可処分に際しての安全審査の合理性の有無である。そして，原子炉設置許可に際しての安全審査の対象は当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針であり，また，右許可は行政事件訴訟法30条にいう裁量処分の性質を有する行政処分と解される。この点からして，本件訴訟の審理の眼目が，本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を確認した本件安全審査に，本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような明白な不合理があるか否かということにあることは，被控訴人が從来明らかにしてきたところである（被控訴人準備書面（一）31～46, 76～82ページ参照）。

ところで，本件安全審査の合理性については原審以来十分な審理が行われてきており，原審だけでも，証人21名，原告本人4名，書証668点，検証2回，鑑定2件にのぼる証拠調べがなされた。これらの証拠調べは，数的，量的に膨大なばかりでなく，質的にも極めて密度の濃いものであった。

このような審理に基づいて，原判決は本件安全審査の合理性を認めたのであるが，これに対して控訴入らは既に数通の準備書面をもって控訴理由たる主張をしてきている。これらの主張は，次の二において触れるTMI事

故に關するものを除けば、従前控訴人らが提示してきた同一の論点の繰り返しか、それを若干別の角度から論じたにとどまるものが大部分であって、当審の裁判所が今後新たな証拠調べを行わずとも従前の審理に基づいてそれに対する判断が可能なものである。

二 控訴人らの右控訴理由では、TMI事故関係の主張が相当部分を占めている。控訴人らはTMI事故が本件安全審査の不合理を示すものである旨主張するのであるが、このような主張は、TMI原子炉と本件原子炉との設計・構造が全く同一であるか、その本質的な部分において共通性を有していることを前提としなければ成り立ち得ないものであり、また、前記一において述べた本件訴訟の審理の眼目に照らし、本件安全審査において確認された本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の不合理を示すものとして構成されなければならない。

しかしながら、被控訴人準備書面(二)において詳述したように、TMI原子炉と本件原子炉とでは主要な設備に係る基本設計ないし基本的設計方針において大きな相違があり、この点から見て既にTMI事故が本件安全審査の合理性に何ら影響を与えないことは明らかなのである。そして、この相違は従前の証拠調べに基づいて十分認定し得るものである。更に、控訴人らのTMI事故に関する主張は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項にとどまらず、その詳細設計、運転管理に係る事項についてのものが少なくなく、このような主張はそもそも本件訴訟における論点たり得ないのである(被控訴人準備書面(六)参照)。

三 以上見てきたところから明らかのように、

特にTMI事故に関して当審においてこれまで行われてきた以上の審理を行う必要はないといわなければならない。したがって、控訴人らが主としてTMI事故に関連して18名(それらの多くは原審において尋問済の証人である。)にのぼる証人申請を行っているが、それらの証人に係る尋問事項は、従前の証拠調べに基づいて十分判断し得るものか、あるいは本件訴訟における論点と直接関係のないものであるので、右証人申請は採用する必要はないと思料する。

被控訴人は、裁判所におかれでは、右のような観点を踏まえて本件訴訟の適切な進行を速やかに行っていただくよう希望する次第である。

(1頁から続く)

- ④「運転管理」の定義と基準は何か?
- ⑤防災計画とは何で、なぜ作るのか?
- ⑥「1000炉年」の主張の中には、スリーマイル島原発を作ったBW社の炉は入っていなかったのか?
- ⑦一審の初期の「安全宣伝の場にしたい」との国側代理人の主張はどうなったのか?
- 受けて立った岩渕検事は、「主張の変更はない。ヨコ割りとタテ割りの関係だ」と、わけの分らないことを言っただけで、証明に対しては、「文書で出せば必要なものは答える」といつもの調子で沈黙を守る。

午后再開された法廷では、低線量放射線障害の研究で有名な米国のスターキングラス教授を原告側が証人として申請。裁判長はそれを受けた形で、「原告の最初の証人は藤本さんでしたね。いつがよろしいか」と、さりげない調子で、原告側の証人を採用する意向を示し、法廷には一瞬、啞然とした空気が流れる。

午前に提出したせっかくの「意見書」も無視された国側は、「反対尋問はいつ?」との裁判長の問い合わせにも、「万一にも証人調べをなさる時には主尋問の次回に」と、ろうばいを隠せない有様。国側代理人席がぼう然としている間に、2月9日を最初に5月まで、毎月1回の証人調べの日程がつぎつぎときまる。

スリーマイル島原発事故の重みを背景にした原告住民側の筋道の通った主張が、逃げに終始した国側を打負かしたのである。

総括集会では、弁護団の健斗に拍手を送るとともに、連続した証人調べという大変な山坂を乗り越える覚悟を確認し合った。(Q)

2号炉第6回公判 原告の陳述を許さぬ裁判長

控訴審の3日前の松山地裁では、被告国側が「多重防護が施してあるから安全だ」という紋切り型の準備書面(3)を陳述。スリーマイル島原発事故などどこにといった調子の書面を、エース岩渕検事欠席の“二軍”から、5人の代理人が次々と解説付きで陳述。

「今日はここまで。次回は12月15日」と宣言し、抗議する原告らを置き去りにして、扉の向うに消えてしまったのである。(Q)

会計報告 ('80. 9/12~10/16)

収入

会 費	8 0,0 0 0
ニュース購読料	1 5 0,7 0 0
カンパ	1 1 3,0 0 0
コピー代金	8 1,0 0 0
計	4 2 4,7 0 0

支出

ニュース印刷代	2 5,5 0 0
郵送料	8,6 3 0
振替手数料	1,3 9 0
公判援助費	3 3 6,1 3 0
交通費	1 3 5,0 0 0
行動費	1 3 0,0 0 0
宿泊費	7 1,1 3 0
弁護士会照会費	3,7 0 0
コピー料金	6,3 4 7
計	3 8 1,6 9 7
差引	4 3,0 0 3
	(借入金返済に充当)
借入金合計	4 4,5 1 4

国側の陳述が終ると原告の近藤さんが立つ。「交通事故のためいま提出したが、準備書面をのべさせてほしい」と。「今日は予定ないと言っていた裁判長も、ヒルまで1時間近くあるのでやむを得ず、「書面を見た上で」と会議に入る。

合議後裁判長は、「書面を見たが、行政訴訟なので、まず被告が根拠を主張し、それに対して反論する際にしてほしい」と原告の要求を退ける。近藤さんらは、「いま1号炉では、燃料棒が破損し炉水の放射能濃度が高いまま運転を続けている。また、3号炉に関して、四電が全町議を酒食でもてなしたことが大問題となっている。こうしたことは我々の主張と密接に関係あるし、いまのべることに意味があるのだから、ぜひ話させてほしい」と、こもごも立って要求した。

しかし、右陪席の岩谷裁判官（裁判のはじめに忌避申立された）に促された裁判長は、